

1 第2次財政健全化計画について

(1) 投資的経費について

議員御指摘のとおり、投資的経費については、平成17年度、2005年度までの決算において、第2次財政健全化計画の目標以上に削減しております。これは、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税が計画の見込み以上に減少していることなどを踏まえ、限られた財源を効率的に配分した結果と認識しています。

(2) 公共事業について

毎年度の予算編成に当たって、長期的な経済情勢や人口減少、コスト縮減などの観点から常に見直しを行うこと。事業計画の作成や事業費の積算に当たっては、民間活力の活用などにより各年度の財政負担を抑制することなどを徹底しております。こうした取り組みにより、予算規模を縮小する中でも実施計画計上事業を中心に、おおむね所期の目的は達成できていると考えています。

(3) 第2次財政健全化計画の計画期間終了後の財政運営について

平成20年度、2008年度以降も、引き続き人件費や扶助費といった義務的経費の増加が見込まれる一方で、国においては、地方交付税の見直しを含む新たな歳出・歳入一体改革が議論されております。そのため、今後、中期的な財政収支見通しを作成し、その結果や国及び社会経済情勢の動向等を踏まえて、平成20年度、2008年度以降の財政運営方針を検討することとしており、その中で公共事業のあり方や財政非常事態宣言の取り扱いについても検討してまいります。

(4) 税制改革による影響について

65歳以上の夫婦二人世帯で、夫の年金収入が250万円の場合の所得税、住民税の合計額でございますが、平成16年度につきましては非課税、平成17年度では3万3200円、平成18年度では6万5000円となります。

(5) 職員数の削減目標について

職員数については、行政改革計画において、平成16年度から平成22年度までの7年間で約7%，約850人を削減することを目標に掲げています。

本市においては、これまでも、第1次及び第2次行財政改革において、平成9年度から平成15年度までの7年間で866人を削減してきており、行政改革計画の削減目標と合わせると約

1,700 人、平成 8 年度の職員数 1 万 3220 人の約 13% を削減することになります。

今後とも、この削減目標の達成に向けて努力したいというように考えております。

(6) 人件費の削減について、まず、達成の見通しについて

第 2 次財政健全化計画では、平成 16 年度からの 4 年間に見込まれる財源不足を解消するために、人件費については 120 億 4000 万円を削減することにしています。この目標達成のために、職員数の削減、退職手当の引き下げ等、計画策定段階で考えられる取り組みを行った上で、なお不足する額については、全職員の給料の減額により対応することにしたものです。計画策定後においては、策定時には見込めなかった旧湯来町との合併による職員数の増加や退職勧奨による退職者の増加等もありますが、計画に定めた取り組みに加え、退職時特別昇給の廃止、職員互助会への助成金の助成率の引き下げ、人事委員会勧告に基づく給与の引き下げ等により、計画目標を約 30 億円上回る 150 億 5000 万円を削減できる見通しになっています。

(7) カット率を緩和する理由等について

給料の減額については、本市の厳しい財政状況を踏まえ、平成 16 年 1 月から平成 19 年 12 月までの 4 年間に限って導入したものです。導入の際、人事委員会は、市議会から求められた条例案に対する意見の中で、地方公務員法に定める給与決定の原則や勧告制度の趣旨に照らし、まことに遺憾であるとし、給料の減額は極めて特例的な措置であり、できるだけ早期に解消するよう望む旨の意見を述べています。また、その後も毎年の人事委員会の報告において、早期の解消を市議会及び市長に求めています。

このように、給料の減額は、給与水準が高いため実施しているものではなく、財源不足を補うため、極めて特例的に実施しているものであります。本年度及び昨年度の給与のマイナス改定により、給料の減額により補おうとしていた財源不足額の一部が解消できるため、その部分については緩和すべきと考えています。

職員の給与が 2 年連続のマイナス改定となる中、財政健全化計画における人件費の削減見通しも踏まえ、職員の士気を高め、市政運営の活性化に資するため、本年度及び昨年度のマイナス改定相当分、マイナス 1.49% でございますが、その給料の減額割合を緩和しようとするものでございます。

(8) 特別職の減額の割合を緩和しない理由は何か

特別職の職員の給料については、本市の厳しい財政状況を踏まえ、平成 14 年 1 月から、毎月支給する給料の額について減額されており、平成 16 年 1 月分から平成 19 年 12 月分までとして支給する給料の額については、市長にあっては 15%、助役、収入役等にあっては 12% を減じて支給されています。この 4 年間に減額される額は、市長は 7.2 力月分の給料、助役、収入役等は 5.8 力月分の給料に相当するものです。給料の減額は、一般職、特別職を問わず、極めて特例的な措置であり、本来の姿に近づけるという観点から、特別職についても一般職の減額措置

の緩和と同様の取り扱いを行うことが望ましいと考えています。

しかしながら、特別職については、職責等諸事情を考慮して、今回は緩和しないと市長が判断されたものでございます。

2 公務員の勤務と休憩時間について

(1) 職員の遅刻の状況について

秋葉市長が就任する前の平成10年度に、本庁舎で5日間実施した出勤状況調査において、最も遅刻の多い日は207人で、本庁舎職員数1,460人に対する遅刻率は14.2%，5日間の平均は8.5%となっていました。その後、服務監理委員会等を通じて繰り返し職員に注意喚起を行っており、その結果、遅刻率は次第に減少し、本年6月の調査では0.1%，12月の調査では0.2%となっています。

年次有給休暇等の手続を行わずに遅刻した場合、給与上の措置として、月例給与、勤勉手当の減額や昇給延伸があり、また、遅刻を繰り返す場合には懲戒処分の対象となります。職員に対しては、就業開始時間に間に合わない場合は年次有給休暇等の手続を行うよう指導を徹底しており、給与の減額や懲戒処分等を行った例はありません。

(2) 職員の勤務時間の管理について

各所属で行っており、出勤については所属長が出勤簿により管理しています。また、時間外勤務については、所属長及び勤務時間管理員などが時間外勤務等命令簿兼実施票により管理しています。

なお、御提案のタイムカードについては、機器の設置に多額の費用を要することからこれまで導入していませんが、より適正な出退勤管理を行うことは重要であると考えています。このため、例えば、現在取り組んでいる、市役所の情報システムの高度化の中で職員の出退勤管理を行うシステムを構築するなど、費用対効果を考慮しながら、より適切な方法を検討していきたいというように考えております。

(3) 第三セクターの経営状況報告会の開催目的などについて

去る11月15日の決算特別委員会の審議の中で、本市が財政支援を行った第三セクターの経営状況について、市民に理解をしてもらう必要があるとの御意見があり、本市としても、市民の皆様の御理解を得ることは重要と考え、経営状況について会社から直接説明をする場を設けたものでございます。

開催までの準備期間が短かったため、開催日の1週間前に本市及び各会社のホームページで開催案内を掲載をし、あわせて報道機関への情報提供を行うことによって市民への周知を図り、これを新聞でも報道をしていただきました。

当日は、多くの一般の市民の皆様の御参加には至りませんでしたが、各会社からの説明内容は、新聞、テレビで広く報道していただきました。さらに、多くの市民の皆様に御理解をいただくため、当日の説明資料や会場での質疑の内容などは、本市及び各会社のホームページにも掲載をいたしております。

今後とも、各会社と連携しながら、経営状況について市民の皆様に御理解をいただけるよう努力をしてまいります。

(4) 本市の休息時間の実態等について

本市職員の勤務時間は、本庁及び区役所の場合、8時30分から12時15分までと13時から17時15分までの1日8時間であり、12時15分から13時までの45分間は休憩時間としています。休息時間については、市民サービスの観点から、市民の来庁が比較的少ない時間帯である12時から12時15分までと、17時から17時15分までのそれぞれ15分間としています。休息時間は勤務時間に含まれており、休息時間中に業務の必要が生じた場合には、速やかに対応することになります。そのため、休息時間中に府外に出ることのないよう、各所属長に周知徹底を図っています。

議員御指摘のとおり、国は休息時間を本年7月から廃止し、各地方公共団体に対し廃止を指導しています。

一方、人事院は、本年度の給与勧告の中で、民間企業の所定労働時間について、1日7時間45分、1週38時間53分とする調査結果を公表し、職員の週所定労働時間については、引き続き民間の動向把握を行うとともに、勤務時間の短縮が各府省の行政サービスに与える影響等についても調査を行うなど、必要な検討を進めるとの報告を行っています。

なお、本年度、本市人事委員会が実施した調査でも、市内民間企業の所定労働時間については1日7時間47分、1週39時間3分となっており、本市の1日8時間、1週40時間の勤務時間の方が長くなっています。政令市における勤務時間については、15市のうち、1日7時間45分、1週38時間45分の市が8市、1日8時間、週40時間の市が、本市を含め7市となっています。

本市としては、休息時間を含めた勤務時間の取り扱いについては、人事院の検討状況や他の政令市等の動向を踏まえ検討してまいりたいというように考えております。

3 区役所機能の強化と公民館の指定管理について

(1) <市長> 最初に、区役所機能に関する御質問がございました。

本市の区役所は、昭和55年、1980年の政令指定都市移行に当たり、総合的な行政機能を持つ機関としてスタートしました。その後も、時代の変化に対応し、地域に密着した行政が展開できるよう、組織改正、事務移譲などの機能充実を図ってきました。

政令指定都市移行後20数年を経過し、社会経済環境が大きく変化し、また、近年、安全・安

心なまちづくりが強く求められるなど、行政需要が多様化しています。

こうした中で、区役所の今後のあるべき姿やその実現のための基本的方向などについて検討し、本年10月に、区役所機能のあり方についての素案を取りまとめました。

この素案の中では、区役所機能の強化のための四つの基本的方向とその推進方策を掲げています。

基本的方向の一つ目は、市民主体のまちづくりの積極的な推進です。

その推進のため、幅広い市民参画を図り、市民の知識やノウハウを生かしてまちづくりを行うため、まちづくりに関する情報受発信機能の充実や、コミュニティーリーダー等の人材育成・活用、コミュニティーセンターとしての公民館の充実等に努めます。

二つ目は、市民と市政をつなぐ機能の強化です。

市政に関する情報を市民に伝える機能や市民ニーズを把握する機能を強化します。また、地域の課題を迅速かつ的確に解決するため、区役所と本庁及び地域の関係機関などとの連携を一層強化します。

三つ目は、市民に身近な行政サービスの充実です。

区役所における各種申請等の手続の簡素化やわかりやすい案内表示など、窓口サービスの改善を進めます。また、保健・福祉やまちづくりなどの相談や支援機能の強化、ITを活用したサービスの充実などに努めます。

四つ目は、安全・安心なまちづくりの推進です。

地域団体や学校、警察等と連携し、安全・安心なまちづくり活動を展開します。また、防災拠点として十分機能できるよう、区役所の耐震性を向上させます。

今後、この素案については、市民や議会の皆さんとの意見等を踏まえて最終の取りまとめを行うことになります。素案に掲げた事項については、できるものから速やかに実施し、市民に最も身近な行政機関として、市民の期待にこたえられる区役所になるよう、全庁挙げて積極的に取り組んでいきたいと考えています。

(2) 区長の庁内公募について

区長は、まちづくりや戸籍、税、保健・福祉、土木、下水道など、市民に身近なさまざまな行政サービスを提供する行政組織の長です。したがって、区長には、行政に対する市民のニーズに的確かつ迅速に対応していく総合的な管理能力を有する職員を選任することが必要になります。しかし、庁内公募では、必ずしもそうした能力を持った人材が得られるとは限らないため、現時点では、区長の庁内公募は考えていませんが、区役所機能の充実強化に向け、今後とも、それにふさわしい職員の配置に意を用いてまいりたいというように考えております。

(3) 区役所の、土曜、日曜、または平日の時間外の開庁について

本市では、土曜・日曜日の開庁は行っておりませんが、閉庁時でも市民からの問い合わせにこたえることができるよう、昨年4月からコールセンターを開設しています。また、平日の開庁時に来庁することが困難な方々への対応として、バスセンター内に市役所サービスコーナーを開設し、平日は午前7時30分から午後7時まで、土曜・日曜日・祝日は午前9時から午後7時まで、住民票や印鑑証明書の交付等のサービスを行っています。

また、区役所の各種申請等についても、自宅からインターネットを利用して手續ができる電子申請を開始し、現在、24種類の手續を行っており、今後、順次拡大していきます。このほか、住民票などの証明書の郵送による請求・交付や電話予約による休日交付を行っており、引き続きこれらの制度の一層のPRにも努めています。

土曜・日曜日や平日の時間外の区役所開庁については、開庁により市民のニーズにこたえることができる一方で、光熱水費や施設管理費、オンラインシステムの改造等に係る経費など新たな負担が生じます。また、職員についても増員が必要となるなど、費用対効果の面から慎重な対応が必要であり、引き続き検討してまいりたいというように考えております。

(4) 公民館の指定管理について

議員御指摘のとおり、公民館は地域住民の生涯学習やまちづくり活動の拠点として地域住民の主体的な活動を支えていく重要な役割を担っています。このような公民館の管理運営に地域の皆様が参画していただくことは望ましいことと考えています。

けさほど、竹田議員に御答弁申し上げましたように、指定管理者の選定方法としては公募を考えており、今後も、議員御指摘の、地域とひと・まちネットワークとの協働の可能性を含めて地域との協議を続け、公募の際には地域にも参画いただけるよう努めてまいります。

(5) 高齢者の就業支援について

高年齢者の就業支援については、ハローワークにおいて、一般の求職者と同様に職業相談、職業紹介が行われているほか、社団法人広島県雇用開発協会において、高年齢者の再就職、能力開発のための相談が行われています。

本市では、ハローワーク広島と共同で運営する広島ワークサテライトにおいて、一般の求職者と同様に、職業相談、職業紹介を行っており、また、社団法人広島県雇用開発協会と連携して、定年退職後の再就職や生活設計を支援する退職準備セミナーを実施しています。さらに、社団法人広島市シルバー人材センターにおいて、60歳以上の高年齢者に就労機会を提供しています。

今後とも、国等関係機関との連携を図りながら、高年齢者の就業支援に取り組んでまいります。

(6) 10万人構想等が安全なまちづくりの推進に関する基本計画についてどのように盛り込まれているか

広島市安全なまちづくり推進条例に基づきまして、犯罪の起こりにくい、安全なまちづくりの総合的かつ計画的な推進を図るため、このたび、広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画を策定をいたしました。近々、議会へ報告する予定でございます。

この基本計画は、市民、事業者及び行政がそれぞれの役割を担い、協働して、総合的な施策に取り組むことで、安全・安心な地域社会を実現するための指針となるものであり、犯罪の起こりにくい、安全なまちづくりのための取り組み全体を包括しています。

したがいまして、広島市子どもの安全対策推進本部で定めている子供の安全対策に関するさ

さまざまな施策を基本計画の中に盛り込んでいます。

具体的には、安全意識啓発マップづくりの推進や防犯教室の充実などを安全なまちづくりに関する市民及び事業者の意識の啓発の項目に、それから、見守り活動参加者 10 万人の確保や子ども 110 番の家への登録促進などを安全なまちづくりに関する市民及び事業者の自主的な活動の充実・支援の項目に、それから、通学路の整備や公園、遊び場の点検・改修などを安全なまちづくりに資する都市環境の整備の項目に盛り込むなど、子どもの見守り活動 10 万人構想が生きる形での基本計画となっております。

(7) 各区で開催予定の区民の集いについて

平成 16 年度、17 年度の 2 年間で実施いたしました安佐南区における「減らそう犯罪」モデル事業では、刑法犯認知件数の大幅な減少、自主防犯パトロール隊の飛躍的な増加、区民の防犯意識の向上という三つの大きな成果がありました。本年度から、このモデル事業の成果を踏まえた取り組みを全区で展開し、平成 22 年までの 5 年間で、刑法犯認知件数をピーク時の平成 14 年に比べ半減を目指しています。

その取り組みの一つとして、区民大会や区民の集いを、コミュニティ交流協議会、防犯組合連合会、警察署、区役所などが主催者となって開催をしています。

この区民大会や区民の集いは、区民や各種団体、警察、行政などが一堂に会して、防犯意識の高揚と防犯活動に対する共通認識を持つためのものです。

今年度、これまで、南区、安佐南区及び安佐北区の 3 区において、小学校や地域による活動報告、自主防犯パトロール活動の事例発表などを中心に開催をしています。また、開催後の来場者へのアンケート結果を見ますと、今後の活動に向けて役に立った、地域活動を継続していくことが必要だといった意見が多くあり、大変好評でした。

このようなことから、区民大会や区民の集いは、安全・安心な地域社会を実現するため、非常に意義があるものと考えております。

4 税制改正に伴っての高齢者の負担について

(1) 65 歳以上の夫婦二人世帯で、夫の年金収入が 250 万円の場合の介護保険料及び国民健康保険料の推移について

介護保険料は、平成 16 年度は 6 万 9976 円、平成 17 年度は、保険料改定を行ったことから 8 万 6148 円となります。平成 18 年度は、税制改正により、市民税非課税世帯から課税世帯になることから 12 万 9222 円となります。また、国民健康保険料は、平成 16 年度は 6 万 2329 円、平成 17 年度は、応益割と応能割の賦課割合を見直したことに伴い、法定軽減制度の 2 割軽減に該当し 5 万 4197 円となります。平成 18 年度は、税制改正により、所得割額がかかりますが、法定軽減制度の 2 割軽減に該当し 6 万 5022 円となります。

5 子どもの見守り 10 万人構想と教育委員会制度について

(1) 巡回用バイクの登録者について

巡回用バイクは 85 校に配備しておりますが、この活用状況の詳細につきましては、本年度末までに調査する予定ですが、12 月 8 日現在の利用登録者は 1,238 人、1 校当たり約 15 人であり、これまでの走行距離は、1 台当たり約 80 キロメートルとなっています。船越小学校や湯来西小学校では、ほぼ毎日、登下校時間にあわせて使用し、地域学校安全指導員や地域の方々にも活用していただいている、その走行距離は月 200 キロメートルになっているところもございます。各小学校からは、広い学区の見守り活動が迅速にでき、しかも、四輪車と比べ、狭い通りも走行できるなど、小回りがきくことや、登下校中の子供や地域の見守り活動に参加していただいている方々とも気楽にあいさつができる、言葉を交わせるなどの声が寄せられております。

いわゆる 10 万人構想の達成状況でございますが、この 10 万人構想は、次代を担う子供を地域全体で守っていく態勢を定着させることを目指すものであり、組織的な見守り活動の参加者を 3 万人確保するとともに、買い物や散歩など、日常生活の一部として、無理のない範囲での見守り活動に 7 万人の協力を得ることを目標にしています。本年 9 月の時点では、組織的な見守り活動に約 2 万 8000 人、日常生活に組み込まれた見守り活動に約 4 万 3000 人、合わせて約 7 万 1000 人の皆様に子供の見守り活動に参加していただいている

(2) <市長> 子どもの見守り活動 10 万人構想については、昨年 11 月に発生した矢野西小学校児童の悲しく痛ましい事件は、各小学校に学校安全ガードボランティアを導入するなど、子供の安全対策を進めていた私たちにとっては、まことに残念な事件でした。

このような事件を二度と起こしてはならないと決意を新たに、昨年 12 月 7 日、広島市子どもの安全対策推進本部を設置し、これまで学校内を中心に実施してきた安全対策を学校外にも広げ、子どもの見守り活動 10 万人構想のもと、児童生徒の登下校の方法に関するなど 6 つの柱を掲げ、全庁挙げてさまざまな施策に取り組んでまいりました。

こうした取り組みにより、多くの市民の皆さんの御支援、御協力を得て、地域全体で子供を見守る態勢がより一層充実され、市民からはたくさん的人が見守り活動に参加することで、子供だけでなく、地域全体の安全にもつながるといった声が寄せられています。

子供の安全対策は本市の最重点課題の一つであり、これからも継続して重点的に取り組む必要があります。特に、今後は、矢野西小学校の児童の事件の風化を防ぐとともに、各地域で行われている見守り・巡回活動を継続していくため、毎月 22 日を子ども安全の日と定め、さまざまな取り組みを集中的に行っていくことにしました。引き続き、保護者や地域の方々など、多くの市民の御支援・御協力を得ながら、強い決意を持って子供の安全対策に取り組んでまいります。

(3) 子供の安全対策について

広島市子どもの安全対策推進本部においては、六つの柱を掲げましてこれまで取り組んでまいりました。この点について、主なものを説明いたします

まず、「児童生徒の登下校の方法に関すること」につきましては、警察官OBによる地域学校安全指導員を10人に増員するとともに、学校安全ガードボランティア講習会の開催回数をふやしました。また、公共交通機関のスクールバス的な活用の一環として、全小中学校に対し、路線バス等への要望を調査し、七つの学校で9件の改善が図られました。その他、防犯ブザーの所持率の向上や子ども110番の家の登録の促進にも努めました。

通学路の点検・見直しに関するこにつきましては、各小学校で作成した安全点検マップをもとに、全通学路の安全点検を実施し、その結果を受けて策定した安全施設の整備計画により順次整備を進めることにしています。

「不審者情報の収集・提供に関するこ」につきましては、地域ポータルサイトこむねっとひろしまの一機能として、不審者情報を提供し、希望者にはメール配信しています。

「児童生徒の自己防衛意識の高揚に関するこ」につきましては、全小学校での安全意識啓発マップづくりや防犯教室の開催などにより、犯罪の被害に遭わぬための力を子供に身につけさせています。

「公園・遊び場における安全対策に関するこ」につきましては、本年10月に作成しました、公園緑地等防犯ガイドラインを活用し、公園緑地等の整備及び維持管理を行っていきます。

「子どもを守るまちづくりの推進に関するこ」につきましては、市民が地域で行う自主的な地域安全活動を支援するとともに、全小学校で、保護者や地域団体等と子どもの安全を守る連絡協議会を開催し、通学路の危険箇所の安全対策などを協議しています。また、本年4月、区役所に地域連携・安全推進担当課長を配置し、学校、保護者、地域との連携を図りながら、地域の実情に応じた子供の安全対策を推進しています。

以上、主な取り組みを申し上げましたが、今後とも、多くの市民の御支援・御協力を得ながら、子供の安全対策に取り組んでいきたいと考えております。

(4) 教育委員会議における議論の進め方について

教育委員会議は毎月開催し、「事務の取扱いに関する一般方針を定めること」、「学校その他の教育機関の設置及び廃止に関するこ」、「規則の制定・改廃」など、規則に基づく12の事項について審議、採決を行っています。なお、緊急やむを得ないケースについては、事前に各委員に説明した上で、教育長が代決し、その後の教育委員会議に報告しています。また、事務局が教育委員へ報告を要すると判断した事項や委員から説明を求められた事項についても、教育委員会

議で協議しています。さらに、毎月テーマを設定して委員の勉強会を開催したり、委員による学校視察を実施するなど、教育委員会議の活性化につなげるよう取り組みを行っております。

(5) 教育委員会議での、2学期制、公民館・児童館の所管がえに関する議論の状況について

2学期制の導入につきましては、昨年12月の教育委員会議において、平成19年度からの本格実施を目指したモデル校による実践研究を行うための規則改正について審議しております。教育委員からは、2学期制の利点にはどのようなものがあるのか、モデル校の準備期間に余裕が必要ではないか、平成19年度からの2学期制の本格実施に当たっては学校の判断を尊重することなど、多くの質問、議論がありました。

(6) 公民館・児童館の所管がえについて

きましては、本年1月、2月及び3月の教育委員会議において審議しております。教育委員からは、公民館の市民局への所管がえについては、まちづくり活動と一体化するのは理解できるが、公民館と教育委員会との連携はどうなるのか、区役所との関係はどうなるのか、補助執行になることで責任の所在はどうなるのかなどの質問、議論があり、児童館の社会局からの所管がえについては質問、議論はありませんでした。

〈再質問〉

長い御答弁、ありがとうございました。

まず、教育委員会さんの方から、勉強会をされたりとかいうことを今御答弁の中でおっしゃられましたけども、だったら勉強会を見せてください。広島市の教育をどういうふうに議論されているのか、その議論の場が見たいから、市民も、私もですけども傍聴に行かせてもらってるわけです。私たちは、儀式やセレモニーを見にいっとるわけではないので、あそこでやはり議論をしてもらいたいというふうに思います。

今回、生涯学習が教育委員会から出ていったわけですけれども、そこについて、今は事例はおっしゃいませんでしたけども、こういった話を、所管がかわるような話を報告だけでは困るというようなことも言われたと思います、委員の中から。議論する時間がない、議論するようなタイミングになってないわけですよね。そういうのも困るというふうな意見もあったと思います。これは私が傍聴に行ったときにおっしゃっておられましたし、児童館については議論がないということでした。今回、子育て支援の担当局長さんもできましたし、教育委員会がまたとったわけですけども、あれなら、そういうところへも児童館が入ってもいいんじゃないか、教育委員会は学校教育に特化していくんならそういう方向もあるんじゃないか、そういういた議論がここに行つて見たいと思うんですけども、それが見えないというのが私が傍聴させてもらった感じなんです。やっぱりここはしっかり議論して、今後いろいろな方針が変わっていきますので、そういうふうにしていただきたいというふうに思います。特に質問ではありません。

先ほど、バイクのお話がありましたけども、非常にいいところだけおっしゃられたんですが、走ってないところも多分あると思います。時間もまだ短いですし、ちょっと意地悪なところもありますけれども、基本的に、学校がすべてこの子供の安全ということを背負うというのは、基本的には、私は、何か違うんじゃないかなと思っています。市民局がまちづくりの推進の計画をつくられたのなら、やはりそちらが先行して、その中に 10 万人構想があって、そこは連携をしていくというやり方が、やはり本来だろうと思います。地域もやはり整理をしてもらわないと、これは途中でやめるということができないですから、そういう連携をしっかりしてもらいたいなというふうに思っております。

それから、先ほどの、三セクの説明会の件ですけれども、ちょっと答弁がそういうふうに言わされたので聞くんですが、新聞やテレビで放送されたから、それが市民の皆さんに知れてもらったというような、そういうことはちょっと言うのもおかしいんじゃないかなと思います。あそこには関係者ばかりでした。ああいうことは議会でやってもらったらいいと思うんです。議員は発言を出して質問しよるわけですから、ああいったたくさん社長さんも来られるのは、議会に呼んでやってもらったらいいんじゃないかな、基本的に情報公開は別に悪いことだとは思いませんけれども、あの説明会はする必要なかったんじゃないかなというふうに思っております。

それから、給与についてですけれども、先ほど、ですから 150 億円削減できるものは皆入れて、人事委員会勧告の給与の引き下げも皆入れたということをおっしゃられて、それが目標より 30 億円上回ったので 150 億円削減できたという答弁でしたよね。だったら、結局は 120 億円の目標どおりということですよね。健全化計画の中に人事委員会勧告の給与の増減について含まないというふうにしてあります。150 億円給与のところが下がったと言っても、人件費全体が下がっているわけではないんですよね。人件費自体の総額というのは、平成 18 年で 858 億円ですね、平成 16 年も多分 850 億円近くあったと思います。150 億円削減したからといって、人件費そのものが減っているわけではないんですよね。人件費というのは、私たち予算書で見るのは、この 850 億円近い数字を見るわけですけれども、実際には、委託費の中にもっと隠されていたりとか、表に出ない人件費というものをあぶり出したら、結局 1000 億円以上はあるわけですね。私たちの広島市の収入というのは、市税収入というのは今は 2000 億円を切っております。市税収入というのは人件費が半分ぐらい食っているということになるわけですね。

そういう状況の中で、今回こういったカット率を緩和していくというやり方は、私はちょっとどうかなというふうに思いますし、やっぱりその辺が危機感がないんじゃないかなというふうに思っております。

休憩時間ですけれども、休憩時間、12 時から 12 時 15 分と、17 時から 17 時 15 分の、私は実態が聞きたかったんです。こういうふうに設定してあるというのは私も質問の中で言いましたので、その時間帯がどこに含まれているかというのはわかるんですが、じゃあ、その時間、職員さんたちはどういうふうになっているのか、どういうふうに動かれているのか、そこが聞きたいんですが、そこは調べていらっしゃらないんでしょうかね。

国は今回これやめなさいと言ってるんですよね。別に政令市の動向を見られなくても、もうやめていかなければいけない状況にあるんじゃないですか。国が変えるということは、今の広島市の条例自体が違法な状態といいますか、そういったことにもなるんじゃないですか。もう国は廃止をして、7月1日からはそういう状況でやっているわけです。有給の休息時間を含めて勤務時間が8時間と計算されているんですよ。だから、実際の運用は、長く働いていらっしゃる方は働いていらっしゃるんだと思うんですけど、すっきりされたらいいと思うんです、そこは。60分の休憩時間一本にするんならそうですし、少しでも、15分で帰りたいとおっしゃるんしたら、お昼の休憩時間を短くされるとか、そういったやり方は考えられると思います。これは廃止をしていく方向で検討されるのかどうか、ここはもう一回御答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、遅刻ですけども、0.1%と0.2%，これはどういった調査でそういった人数なんでしょうか。2人か3人ということですね。1,460人でしたか、先ほど、本庁舎に通われている方が、朝遅刻とされる方は一人か二人しかいらっしゃらないということなんですか。

今回、私も質問させてもらうので、一応どういうふうな状態なのかなということで、11月30日から12月8日まで、ちょっと朝の出勤状態と帰りについて、私は西門ぐらいしかよう見なかつたんですが、一人なので、そちらの方を見させてもらいました。そのときにはですね、8時30分から8時31分、これは、例えば、12月6日の数字をとったとしますと、12人ぐらいいらっしゃいました。私は、職員さんか非常勤の方かそれはわかりませんけれども、走り込んだ方を数えたんです。明らかにゆっくり、お客様かなと思われるような方は数えませんでした。帰りについても、やっぱり17時から17時15分の間にどれくらいの方が出られるのかな、実際にはどうなっているのかなということで、ちょっとこれは異常に多かったですが、12月5日には、17時から17時1分の間に53人ほど出られました。

こういったそちらの調査と私が見たのと、私は、出られた方、帰りについては、もうこれは帰られるんだなど、荷物を持って、コートを着て、足早にでられる方を数えたわけです。いかにも業者さんとか、この方はまだ違うところへ行かれるんだなという方は数えませんでした。そういう状況で今回質問したわけです。

これ、どういう状態で調査をされたのか、もう一回聞かせてください。

それから、就業開始前に間に合わない場合は、年次有給休暇の手続を行うよう指導徹底しておりっておっしゃられるんですよね。これはどういうことですか。ですから、朝おくれそうになつたら電話をするんですか、年次休暇をとるというふうなことを職場なりに連絡をして、事後処理をするということなんですか。そういうことを徹底指導しとるということなんですか。

年次休暇を、例えば、子供が熱を出して病院へ連れていかなきゃいけないとか、そういう場合、早くに言つたりするのは、私はそれはいいと思うんだけども、そうでないものもたくさんあって、第一あれでしょ、今まで処分された者がいないというのも何かおかしいでしょ、それは。こういった徹底指導はされない方がいいと思います。

遅刻する人はもちろん悪いんですけども、遅刻ができるようなシステムになっているんです。やっぱりそういった管理というものは、仕事をする、勤務をするというのはもう基本中の基本です。ここがしっかりできてなくて、不祥事を幾らなくしていこうとしてもなくなりゃしませ

ん、そりや。タイムカードは一つの例ですけども、こういった対策をやはり早く、タイムカードでなくても、今はパソコンが全部入っておりますから、そういうものを使って勤務を管理したりとか、それ以上のことでも管理できると思いますけれども、そういう管理をしっかりしていただきたいと思います。

ここについても、ちょっと御答弁お願いいいたします。

それから、最後、職員数ですけれども、ごめんなさいね、職員数、私、14年間で1,700人削減するという話を聞きたいわけじゃないんです。16年を基本にして1,200人削減してはどうですかということを言ったわけで、14年間で13%でしたかね、1,700人削減をしたっておっしゃられるんですけども、私は、平成16年度から19年度で850人、そこを、せめて1割、1,200人削減してはどうですか、もともと、18年の4月には5%，600人の削減目標だったのを850人に変えられてますよね。その前の866人とほぼ同じような実績で目標を立てられておるわけですよね。その辺についても、もうちょっとしっかり削減目標立てる、海田も入ってくるわけですから、その辺の計画の見直しが必要なんじゃないかということで質問させてもらったので、そこについても、もう一度お答えができるんでしたら、もうこれ以上聞きませんので、お答えをお願いいたします。

〈再質問 答弁〉

何点かの質問にお答えいたしますけれども、まず、一番最後におっしゃいました、

(1) **職員数の減員の御質問**ですけれども、議会の方で、このたび10%削減したのでという前提でお話をされましたので、これ、実は、それで、平成8年度の職員数をベースにいろいろお話をさせていただいたんですけども、平成9年度から平成18年度まで既に1,251人削減をしておりまして、その率ということになりますと9.5%になると思いますから、それは、これまでそういう削減をしてきたと。さらにその9.5%というのは、議会の今回の、議員が今おっしゃった率と同じぐらいですけど、それを削減した上で、今後についても、この22年までの7年間で7%，850人の削減目標を掲げておるということでございます。

職員を削減してきて、さらにということで御説明しておるわけでございますから、その点は御理解をいただきたいと思います。

(2) それから、**遅刻の実態調査**をどうやっておるかということですけども、これは、8時半に人事課の職員が入り口に立ってチェックをしております。その結果は、ここに示した率というのは間違いございません。それで、例えば、議員が調べた実態と違うとおっしゃる部分についてはですね、各区役所に一たん出勤をして、それから本庁での会議があるから、そこに職員が移動するとか…〔発言する者あり〕いや、そういうケースもありますし、それから、5時15分の退庁時間ということになりますと、5時過ぎてから外の行事とかいうの、これかなりありますから、それは本当にもう家に帰っておるんか、次の行事で仕事に行っておるんかということがありますから、それは、そこを調べてみると何とも言えないというように思います。

- (3) それから、**今の年次有給休暇をとるように**ということなんですけれども、朝いろんな事情で定時までに出勤できない者は、当然届け出もしますし、それから、その分については年次有給休暇をとつもらうという手續を徹底する。それから、途中でいろんな事情があって出勤時間までに出勤できなかった者は、一応それは遅刻してきたわけですけれども、その部分については年次有給休暇をとるようにということに指導しておると、そういう意味でございます。
- (4) それから、**休息時間を廃止すればいいじゃないか**と、他の政令市等の均衡とかいうことも必要ないんじゃないかというような御指摘がございましたけれども、これは、地方公務員法の24条なんですけれども、給与、勤務時間、その他の勤務条件の根本基準というのがございまして、その5項をちょっと読み上げますと、「職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適當な考慮が払われなければならない」ということもありますので、それに沿って、国の人事院の今の調査の実態、それから、政令市の今の状況も答弁で御説明させていただいたわけでありまして、それらを十分踏まえて、今後、適切に対応してまいりたいということでございます。
- (5) それから、最初おっしゃいました、**人件費が減ってないじゃないか**ということですけれども、これは、財政健全化計画の4年間の計画を見ていただいても、人件費の総額いうのはふえております。それは退職手当等もございます。そういうもう計画になっておりますから、職員の減員をしなければ、さらに財源不足が拡大するということでございます。
- (6) それで、**職員数なんですか**ども、実は、我々が言っております職員数は、人事委員会の勧告資料等に基づいた職員数もありますし、一番多いのは、それ以外に、公益法人等に派遣しておる職員数があります。これも全部含めております。それで、削減した職員数の中で、一番多いところは公益法人等の職員数を削減した部分が多いわけで、そうしますと、人件費の額は減らないんですけれども、委託料、物件費の方の額が減ってきております。そういうことで、職員数は減っておると言いながら人件費は減ってないんじゃないかという疑問をお持ちかもわかりませんけれども、物件費の方を見れば、そこは確実に公益法人で削減した分の数というのは、それに見合うものは経費として減ってきておるということがございます。